

第4章

欧州連合（EU）・英国

1. 欧州連合（EU）

関税	124
関税構造	124
セーフガード	124
鉄鋼セーフガード	124
基準・認証制度	125
(1) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する欧州指令（EuP 指令）	125
(2) 化学品規制（REACH・CLP）	126
(3) 医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）	127
(4) バッテリー及び廃棄バッテリー規則	127
サービス貿易	128
オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制	128
政府調達	128
公共調達新規規則案（Proposal on International Procurement Instrument）	128
地域統合	129
譲許税率の引き上げ	129
知的財産	129
スペアパーツへの意匠権の権利行使問題	129

2. 英国

関税	130
関税構造	131
セーフガード	131
鉄鋼製品に対するセーフガード措置【新規掲載】	131
基準・認証制度	132
化学品規制（REACH・CLP）	132

1. 欧州連合 (EU)

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EU関税法、免税システム及び関連法規において、基本税率、暫定税率及び弾力関税率(ダンピング防止関税、相殺関税、報復関税、緊急関税、季節関税及び際協力関税など)が規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は日EU経済連携協定(日EU・EPA)税率が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品や原材料などに対する関税優遇措置(減免税及び還付)がある。

2020年時点の非農産品の譲許率は100%であり、単純平均譲許税率は3.9%であるが、貨物自動車(最高22%)、履物類(最高17%)、陶磁器(最高12%)、ガラス製品(最高11%)、乗用車(最高10%)等の高い譲許税率が存在する。また、2020年時点の非農産品の単純平均実行関税率は4.1%であり、電気機器(最高14%(テレビカメラ、ラジオ受信機等)、単純平均2.4%)、繊維(最高12%、単純平均6.6%)の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク(第II部第5章1.(1)③参照)を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結されたITA拡大交渉(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)交渉を参照)において、EUは、2016年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、デジタルビデオカメラ(14%)、カーオーディオ(14%)、テレビ受信機器(14%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023年までに撤廃されることになる。

また、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、2019年2月1日に日EU・EPA協定が発効されたことで、我が国から輸出する全ての工業製品(乗用車(8年目に撤廃)、自動車部品・一般機械・化学工業製品・電気機器等)、ほぼ全ての農林水産品(牛肉・茶・水産物等)の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020年4月3日、当該影響を受けている又はその危険にさらされている人に対し、国家機関等が承認した慈善団体等による無償での物資配布及びその利用を可能にすることを目的に、2020年1月30日から7月31日までの期間において、対象品目の輸入関税及び付加価値税を一時的に免除する措置が行われた。その後、本措置は、2021年4月19日付けで2021年12月31日まで延長された。なお、具体的な対象品目及び関税率は各加盟国に委ねられている。

セーフガード

鉄鋼セーフガード

<措置の概要>

EUは2018年3月に鉄鋼製品の輸入に対し、セーフガード調査を開始した。同年7月19日、暫定措置を発動し、2019年2月2日に最終措置を発動した(2021年6月30日まで)。26品目、HSコード8桁で約300製品(72081000-73069000)(熱延鋼板、冷延鋼板、ステンレス鋼板等)に対して、過去3年(2015年-2017年)の平均輸入実績に基づき、対象品目ごとに関税割当(①輸出シェア5%以上の国に対する国別country quotaと、②その他の国一括のResidual quota)を付した上で、当該割当を超過した

場合、25%の追加関税を賦課する関税割当の方法をとった。

<国際ルール上の問題点>

措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入産品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）が SG の発動要件とされていること（GATT 第 19 条第 1 項(a)）との整合性に懸念がある。

<最近の動き>

EU は域内規則上、毎年セーフガード措置のレビュー（見直し）を実施することとしている。2019 年 5 月の第 1 回レビューに対し、我が国は政府意見書を提出し、損害の認定方法や関税割当の運用方法について懸念を表明。レビューを踏まえて、対象品目ごとの関税割当数量や途上国除外などの措置を一部変更する最終決定が同年 9 月 26 日に公示され、同年 10 月 1 日から施行された。2020 年 2 月に開始された第 2 回レビューでは、産業界からの見直し提案（新型コロナウイルス感染症の影響への考慮から、関税割当の 75%縮減等貿易制限の大幅強化を要望）に対する意見公募を行った。我が国は措置強化案に反対する政府意見書を提出。EU は、一部品目の国別輸入数量枠の管理ベースを年ベースから四半期ベースに変更し、「その他」枠の利用制限を強化する等の最終決定を同年 6 月 30 日に公示し、翌 7 月 1 日から施行した。関税割当縮減等の産業界提案は採用されなかった。

2021 年 2 月に開始された第 3 回レビューでは、米国 232 条措置の貿易効果に変動があった場合には措置自体を見直す旨の規定を追加する等の修正が行われたが、措置自体は継続中である。

なお、このセーフガード措置については、トルコがセーフガード協定等の不整合を主張し WTO に協議要請（DS595）し、我が国も第三国参加している。

引き続き、対象産品のアジア等への流入や、EU への駆け込み輸入による関割の早期消化のリスクを注視し、EU に対して必要に応じた働きかけを行う。

基準・認証制度

(1) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する EU 指令 (ErP 指令)

<措置の概要>

EU では、環境に配慮した製品設計の枠組みとして、2005 年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令」(EuP 指令) を、2009 年 10 月には「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令 (ErP 指令又はエコデザイン指令) を公布した。

同指令では、域内で上市される製品の、原材料の調達、製造、販売から廃棄に至るまでの期間（ライフサイクル）における、環境に与える影響（例：資源の使用、大気や水への放出物、騒音、振動等）に配慮した取組を行うことが求められる（一般的環境配慮制度要求）ほか、製品によっては使用電力、待機電力等を一定値以内に納めることが求められる（特定環境配慮制度要求）。対象製品毎の要求事項は、「実施規則 (Implementing Measures)」によって公表されている。

<国際ルール上の問題点>

これまでに TBT 通報された「実施規則」の案では、①要求事項設定の一部に、既存規制との不整合や科学的根拠・効果が不明な箇所があること、②要求事項に係る各文言の定義が不明確であること等の問題がある。同指令が、正当な政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2019年12月に官報掲載され、2021年3月に施行された電子ディスプレイに対する実施規則については、①8K TV など次世代の技術にとって達成が困難な過剰なエネルギー効率要求や、②過度な対応コスト増が想定される資源効率要求（サービスパーツ提供期間の義務付け、情報提供義務の拡大）、③既存規制（RoHS 指令、WEEE 指令等）との重複・未整合、④不明確な要求事項（ガイダンスドキュメントの未発行を含む）に

ついて、日本政府や電機電子産業界からコメントを提出していたものの、反映されない要求も多く、製造者・輸入者における対応が負荷となっている。現在、欧州委員会においてスマートフォンを対象とした資源効率要求を含む実施規則の検討が進んでおり、今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

(2) 化学品規制 (REACH・CLP)

<措置の概要>

EU において、2007 年 6 月 1 日から化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則 (REACH 規則 : Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) (1907/2006) が施行された。

この規則の特徴は、以下のとおりである。

- ①年間累計 1 トン以上の化学物質を EU 域内で製造又は輸入する場合、登録が義務づけられる。さらに、登録者あたり年間累計 10 トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性報告書の作成が義務づけられる。
- ②従来、行政府が担ってきた既存物質の安全性評価の責務が、産業界に課されている。
- ③本規制に基づき、EU 化学物質庁 (ECHA) 及び加盟国は登録された物質に対して評価 (審査) を実施する。物質評価の対象物質はハザード情報、ばく露情報、使用量に基づき、ECHA ならびに加盟国によって優先付けされ、CoRAP (Community Rolling Action Plan、共同体ローリング行動計画) リストとして公表される。
- ④一定の要件の下で、成形品 (article) 中に意図的放出物が含まれる場合にはその量が年間累計 1 トンを超えれば登録が義務づけられる。
- ⑤成形品中に高懸念物質が 0.1% を超える濃度で含まれる場合には、その物質が年間累計 1 トンを超えれば届出及び情報伝達が義務づけられる。この点、複合成形品については、濃度算定の母体を複合成形品全体とする ECHA の解釈があったが、2015 年 9 月に欧州司法裁判所は、複合成形品を構成する各成形品 (Component article) を母体とする先決裁定を公表した。複合成形品の EU 域内生産者及び輸入者には、複合成形品を構成する構成

部品ごとに高懸念物質の濃度算出が求められることになり、特に REACH 規則の及ばない EU 域外からの情報収集を行わねばならない輸入者にとって負担となる。

⑥附属書 XIV に認可対象物質として記載された、発がん性などの懸念が極めて高い化学物質については、個々の用途ごとに市場への供給及び使用が認可される (産業界においてリスクが適切に管理されていること等が証明され、認可が付与されない限り、市場への供給が禁止される)。認可対象物質として記載する際には、CMR、PBT 又は vPvB の特性、それらと同程度の悪影響を及ぼす可能性がある特性 (ELoC)、幅広く分散的な用途、高生産量という要件に基づくことが示されている。

また、2009 年 1 月には化学品の分類、表示、包装に関する規則 (CLP 規則 : Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures) が施行された。同規則のもとで危険有害性があると判断された物質又は混合物については、危険有害性等の表示をすることが求められる。

2018 年 12 月、EU は第 14 次 ATP (技術的進歩への適合化) のための CLP 規則に関する提案テキストを TBT 通報した。当該テキストでは、酸化チタンの吸入暴露が起こるかどうかに関わらず、1 % 以上の酸化チタンを含む粉体混合物を発がん物質として分類している。この場合、対象製品の範囲が不必要に広くなり、GHS に準拠した他国の制度では発がん性分類されることなく流通している製品に対しても、警告表示が必要となるおそれがある。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が、EU 域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定第 2.2 条との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定第 2.4 条との不整合が生じることとなる。

＜最近の動き＞

2018年12月のCLP規則に関するTBT通報では、酸化チタンを含有する製品を製造する我が国産業界からEUに対しコメントを提出したほか、2019年3月のTBT委員会以降、EUに対し懸念を伝達したが、2020年2月、EUは第14次ATP（技術的進歩への適格化）のためのCLP規則に関する提案テキストを公布した。

また、EUは、2020年10月、安全で持続可能な化学物質に関するイノベーションを促進し、有害化学物質に対する健康と環境保護を強化することを目的とした「持続性のための化学物質戦略」（Chemicals Strategy for Sustainability; CSS）を公表した。本戦略の附属書に56のアクションプランが記載されており、今後、これらアクションが具体化される予定。EUは、2021年5月4日から同年6月1日にかけてREACH規則とCLP規則の改訂に関する開始影響評価（Inception Impact Assessment）のフィードバックを受け付け、その後、EUは、2021年8月9日から同年11月15日にかけてCLP規則の、2022年1月20日から同年4月15日にかけてREACH規則のパブリックコンサルテーションを実施した。今後EUは、これらを踏まえ、2022年中にREACH規則及びCLP規則の改訂案を策定する予定である。REACH規則及びCLP規則については、規制対象となる化学物質等が今後も更新される可能性があることから、EUにおける化学品規制の動向を引き続き注視していく必要がある。

REACH規制の制限の適用について近年変化が見られ、特定の用途の使用の制限ではなく、特定の例外用途を除いての全使用禁止提案（BPA、PFOA、PFOS、PFHxAなど）、物質グループでの制限提案（PFAS類）が行われるようになった。また、REACH規制に限らないが、欧州では内分泌かく乱などでみられる非単調用量反応（NMDR）などを根拠に、これまでに比較して極端に低い規制濃度（例、耐用1日摂取量：tolerance daily intake（TDI））が提案される傾向がある。

（3）医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）

＜措置の概要＞

EUの医療機器規制（MDR）及び体外診断用医療機器規制（IVDR）は2017年5月25日に発効しており、移行期間を経てMDRについては2020年5月26日から、IVDRについては2022年5月26日から適用される予定であった。しかしながらMDR適用の1年前になってもMDR認証に関してEU加盟国の認定を受けた適合性評価機関（NB）の数が不十分で、かつ認定を受けたNBであっても日本での新規品目の審査受付を開始していないことや、必要なガイダンスの発行が遅れていたことから、2019年11月以降のTBT委員会で懸念を表明し、適用日の延期等の対応を求めてきたところである。この点、2020年4月24日に、EUは、政府機関・研究機関・医療品製造業界が新型コロナウイルスの対応に集中できるようMDRの適用の1年延期を公表しており、延期後の適用日は2021年5月26日からとなった。（なお、現在のところIVDRの適用日は延期の予定なし。）MDRにおいては、上記適用日以前あるいは医療機器指令（MDD）認証書有効期間中に市場に出荷したMDD適合製品は2025年5月27日まで市場で入手又は使用開始可能とすることができることや、クラス2及び3機器については、上記適用日以前に現行スキームの下で取得した認証書が適用日以降も一定期間有効とすることが規定されている。

＜国際ルール上の問題点＞

EU内の新制度のための体制構築の遅れや新制度の運用がスムーズに進まないことによりEUへの医療機器の輸出が滞り、実質的に貿易制限的な措置となるおそれがある。

＜最近の動き＞

当該規制に懸念を有する他国と連携しながらTBT委員会でEUに対し懸念を伝達すると共に、二国間対話の場でも政策立案担当者との協議を実施している。特に、2021年11月のTBT委員会では、MDR認証のための審査が遅延していることの原因調査及び改善、IVDR認証に係るNB及びガイダンス文書の充実化などを要請した。我が国企業のEUの医療機器市場へのアクセスを確保するため、引き続きEUに対し円滑に新制度に移行できるよう体制構築を働きかけていく必要がある。

（4）バッテリー及び廃棄バッテリー規則

<措置の概要>

2021年1月26日に、EUはバッテリー及び廃棄バッテリーに係る新たな規則案をTBT通報。ライフサイクルでのカーボンフットプリントの閾値超過の場合に市場アクセスを制限する案や、リサイクル材料の使用率の設定等に関する案が、バッテリーの安全で持続可能な生産やリサイクルの目的で盛り込まれている。

<国際ルール上の問題点>

TBT2.2条は正当な目的を達成するために必要である以上に貿易制限的な手段を採用しないことを求めているので、本規則案の手続きや要件がバッテリーの安全で持続可能な生産やリサイクルの目的を達成するために必要以上に貿易制限的でないことが確保されなければならない。また、GATT1条並びに3条は、輸入品間・輸入品と国産品との間の差別を禁止し、またGATT20条は、特定の目的のための措置を一定条件の下で許容しているが、恣意的又は正当と認められない差別となるような措置の適用を禁止している。さらにTBT協定2.1条も差別を禁止している。これら無差別の規律に照らし、国内の環境保護政策や電源構成については各国が自ら決定する権利を有していることから、措置を適用する際には、輸出国における異なる事情に照らして適切な規制であるか、輸出国の国内事情を反映する柔軟性を有しているかも考慮されることが望ましい。

<最近の動き>

我が国は、2021年3月に開催された日EU産業政策対話・自動車ワーキンググループ等において、本規則案に関する意見交換を行い、EUに対し、カーボンフットプリントの計算方法やリサイクル、データの取り扱い等に関する情報提供を求めるとともに、引き続き日EU間の議論を継続することとしており、こうした要件や手続きが、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的なものとならぬよう、EUに対し継続的な働きかけを行う。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル (AV) 分野

の規制

2020年版不公正貿易報告書 111-112 頁参照。

政府調達

公共調達新規則案 (Proposal on International Procurement Instrument)

<措置の概要>

2012年3月、欧州委員会は、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対して、市場開放のインセンティブを高めることを目的とし、公共調達に関する新たな規則案 (COM(2012)124) を提案した。また、2016年1月、欧州委員会は、本規則案の修正案 (COM(2016)34) を公表した。同提案では、欧州委員会が他国の調達市場について調査を行い、当該国が「制限的又は差別的な調達措置又は慣行を採用又は維持している」と認められる場合には、当該国と協議を行い、協議による解決ができなかったときは、当該国からの調達に対して価格調整措置 (price adjustment measures) をとる仕組みを提案している。

<国際ルール上の問題点>

本規則案上、欧州委員会は、職権で、又は利害関係人若しくは加盟国の申立てに基づき、他国の「制限的又は差別的な調達措置又は慣行」について調査を行うことができる。調査の結果、当該国が制限的・差別的な調達措置を採用又は維持していると認められる場合には、欧州委員会は、当該国に対し協議に応じるよう求めなければならない。協議が15か月以内に満足できる結果に至らない場合には、欧州委員会は、協議を打ち切った上で適切な措置をとらなければならない。この場合、価格調整措置をとることができる。具体的には、当該国の供給者による入札、当該国の物品又はサービスを含む入札について、最大20%の価格ペナルティが課される。

本規則案は、国際協定の適用対象外の物品・サービス (non-covered goods and services) の調達に対してのみ適用される。すなわち、①EU との間で国際協定を締結していない第三国については、当該国の物品・サービス、②EU との間で国際協定を締結している第三国については、当該国際協定の適用範囲外の物

品・サービスが対象となるとされている。

このように、本規則案の基本的な仕組みとしては、EU が国際協定で内国民待遇を約束する調達は上記措置の対象としないこととしているが、例えば、「制限的又は差別的な調達措置又は慣行」が認定された第三国の供給者による入札において、当該国の物品の合計価額が入札価額の 50%を超えているが、我が国の物品も相当程度含まれているような場合、本規則案上、我が国の物品も価格調整措置の対象になるとすれば、無差別原則（WTO 政府調達協定第 4 条第 1 項）に違反するおそれも否定できない。

<最近の動き>

2016年の欧州委員会による修正案をさらに修正する最新の修正がポルトガルから2021年に提出された。修正された規則案は、EU運営条約207条を法的根拠条文にして、EU運営条約294条に規定される通常立法手続によりEU理事会と欧州議会により採択される。同規則案につき、すでに2021年6月に理事会の下部機関である常設代表委員会で修正の合意が図られた。また、2021年12月14日に欧州議会の第1読会が行われ、修正案が採択された。今後、EU 理事会及び欧州議会、欧州委員会による同提案の修正案に関する三者協議が行われる予定であり、議論を注視していく必要がある。

地域統合

譲許税率の引き上げ

2017 年版不公正貿易報告書 133 頁参照。

知的財産

スペアパーツへの意匠権の権利行使問題

<措置の概要>

EU においては複合製品の交換用の構成部品（スペアパーツ）の意匠権による保護の在り方について、これまで激しい議論が行われている。

その結果、共同体意匠については、「共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則（Council

Regulation (EC) No 6/2002）」（以下、「共同体意匠規則」という。）の第 110 条において、仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められないという、いわゆる「修理条項」が、経過措置として規定されている。また、各 EU 加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令（Directive 98/71/EC）」（以下、「意匠指令」という。）の第 14 条では、上記「修理条項」の採否について、各国に既存法規の現状維持を認め、法規を改正する場合は、当該部品の市場の自由化を図る方向でのみ可能となる旨規定しているところ、EU 域内の各国において、スペアパーツの意匠権による保護の在り方は統一されていない。

2020 年に欧州委員会から公表された「意匠保護に関する EU 法制の評価」と題する報告書においては、オーストリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア及びスロバキアが「修理条項」を有しない一方、ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スペインが「修理条項」を有し、デンマーク、スウェーデン及びギリシャは保護期間が異なるなどスペアパーツの意匠権を制限する他の制度を有することが報告されている（ただし、後述のとおり、ドイツ及びフランスではその後、「修理条項」を追加する意匠法改正が成立した）。

本来、権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有している場合には、修理目的であるか否かによらず、当該スペアパーツの意匠について独占的排他権を有することから、部品市場においても、当該スペアパーツの模倣品を排除できるはずであるところ、「修理条項」の導入により、修理目的のスペアパーツに意匠権による保護が及ばないとすれば、特に自動車産業を中心として、イノベーションが損なわれる懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

TRIPS 第 26 条第 2 項には、加盟国が意匠の保護の例外を定めることができるとされている一方、当該例外が認められるためには、①限定的例外である

こと、②通常の実施を妨げないこと、③第三者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと、の3条件(3-ステップテスト)を累積的に満たす必要があることが規定されている。したがって、共同体意匠や各EU加盟国において、修理目的のスペアパーツを意匠保護の例外とすることがTRIPS第26条第2項に整合するかについては、TRIPSの解釈に議論の余地があると考えられる。

<最近の動き>

EUにおける修理目的のスペアパーツの意匠権による保護の在り方については議論が収束しておらず、共同体意匠規則第110条及び意匠指令第14条のいずれも経過措置として規定されているものである。そして、2004年には欧州委員会が、意匠指令への「修理条項」導入を提案したものの、結局合意に至らず、2014年に取り下げられた。その後、2020年3月に欧州委員会が公表した循環経済行動計画においても、製品の持続可能性を担保するための方策として、「修理する権利」の導入について言及があり、2020年11月に欧州委員会が公表した「知的財産に関する行動計画」でも、スペアパーツの保護に関するEU域内の制度調和を含んだEUの意匠保護の近代化が提案された。欧州委員会は、2021年4月から7月にかけて、「スペアパーツについての意匠保護を見直すべきか」との質問を含む、EUの意匠保護の近代化に係るパブリック・コンサルテーションを実施し、2021年9月にそのサマリーレポートをウェブページにて公表した。

他方、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の消費者保護に関する主要施策の一つとして位置付けられる意匠法への「修理条項」導入が、2018年3月に発足した連立政権の合意文書において記載され、2019年5月に連邦政府が意匠法への「修理条項」導入を閣議決定し、2020年9月及び10月に連邦議会(下院相当)及び連邦参議院(上院相当)が「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決し、2020年10月9日に意匠法改正が成立し、2020年12月2日に公布・施行された。これにより、ドイツでは修理目的でのスペアパーツには意匠権による保護が及ばなくなった。

また、フランスにおいては、これまで、フランス議会での採択にもかかわらず、憲法評議会によ

る手続上の理由に基づく違憲判断等があり、修理条項は導入されていなかったが、2021年8月22日に成立した「気候変動への対策及びその影響に対する回復力強化に関する法律」第32条により、知的財産法に修理条項を自動車関連の一部のスペアパーツに限定して新設するとともに、他のスペアパーツについても保護期間を短縮する改正がなされた。この改正法の施行日は2023年1月1日とされている。

これらの欧州主要国の動向は、今後の意匠指令改正等の議論に影響を及ぼす可能性も考えられ、今後の動きが注目される。

我が国としては、これまで継続的にEUに対して「修理条項」の廃止を求めており、2019年11月に開催された日EU・EPA知的財産専門委員会第1回会合においても、スペアパーツの意匠権による保護を議題の1つとして取り上げ、EUに対して「修理条項」の廃止を求めた。

今後、引き続き、議論の状況を注視すると共に、各EU加盟国の意匠制度及び共同体意匠制度について「修理条項」の廃止を働きかけていく必要がある。

2. 英国

関税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

関税・物品税管理法、2018年租税(クロスボーダー貿易)、2018年欧州連合(離脱)法、2020年租税(移行期間後)法及び関連法規において、輸出入の管理や関税に関する諸規定やEU離脱後の英国の物品の輸出入に関する関税制度などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は日本・英包括的経済連携協定(日英EPA)税率が適用される。また、EU離脱移行期間終了に伴う通関申告に関する特別措

置及び一時・再輸出入、加工処理や特別な使用目的で輸入される物品に対する租税優遇措置（免税措置）などがある。

英国は、2020年1月31日、EU離脱協定に基づきEUから正式に離脱し、同年12月31日をもって離脱移行期間が終了した。離脱移行期間中、英国は事実上、EUの関税同盟に含まれていたため、2020年12月31日まではEUのMFN税率及び特惠税率が適用された。2021年1月1日より、UKグローバルタリフ（UKGT:UK Global Tariff）が適用され、ニューサンス・タリフ（nuisance tariff: 2.0%未満）の廃止や小数点以下の関税率の単純化、国内製造がないまたは限定されている品目の関税廃止がなされた。例外的に北アイルランドではEU離脱協定の北アイルランド議定書に基づき引き続きEU共通関税率が適用される。

また、高関税の品目の実行関税率及び譲許税率は、EUとほぼ同様の取扱いがなされている。

<懸念点>

EU離脱に向けて、英国は新たな譲許表を作成し、2018年7月24日にWTOに提出した。その内容は関税割当の点を除いてEUの附属表をほぼ踏襲しており、2020年5月19日及び同年12月10日に技術的な修正を行った。他方で、2021年1月4日、離脱移行期間終了後のWTOにおける英国の立場を記載したWTO加盟国向けの通達において、譲許表は未承認であるものの適用する旨記載されている。そのため、現在この未承認の譲許表を適用している英国に対してWTO加盟国が不服を申し立てたり、報復措置が取られる可能性がある。また、2020年12月17日、英国はITA及び拡大ITAについて、引き続き実施する旨の通報が行われており、当該譲許表において、対象品目201品目の関税が2023年までに撤廃されることになる。

その他、EU同様、高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

英国は、貿易の継続性に支障が生じることを避けることを目的として、Brexitの離脱移行期間中、EU

が締結した第三国との貿易協定を継続する交渉を行っており、Brexit後も多くの貿易協定が英国でも引き続き適用された。我が国においても、離脱移行期間中に日英政府間で交渉が行われ、2020年12月にそれぞれの国において承認プロセスが完了した後、2021年1月1日から日英EPAが発効されている。本協定は、基本的に日EU EPAの内容を踏襲するものであり、日英EPAの発効時から日EU EPAと同じ削減税率を適用するキャッチアップ規定やEU産の材料を使用する場合やEU域内の付加価値や加工工程を日英のもののみならず累積・拡張累積規定も設けられて、日本企業が継続して対英ビジネスを行う環境が整えられている。また、2021年2月1日には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加盟を正式に申請するなど引き続き交渉を進めている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、以下の措置が行われている。

1. 医療品等の一時的な関税免除
2020年6月にWHOにおいて新型コロナウイルス感染症防止に重要であると見なされた個人防護具、医療機器、消毒剤及び医療用品、また、2021年7月にWHOにおいて特定されたワクチン生産の主成分ワクチンの関税を一時的に免除。どちらも2022年12月31日まで効力を有する。
2. 医薬品の輸出規制
英国国民健康サービスでの医薬品不足を防止するため、2020年3月23日以降、80以上の医薬品の輸出を規制。

セーフガード

鉄鋼製品に対するセーフガード措置 【新規掲載】

<措置の概要>

2020年10月1日、英国は、EUの鉄鋼セーフガード措置に関して、EU離脱後もこれを「継承」（Transit）し、EUにおいてセーフガード措置の対象となっている鉄鋼製品26品目中、19品目につき、関税割当を超えた場合は25%の追加関税を賦課する（2021年1月1日～6月30日）旨を発表した。同時に、7月以降の帰趨につき決定するための

Transition Review を開始した。2021年1月のEU離脱と同時に、「継承」措置は発動された。

2021年5月、損害を認定し10品目への措置延長を勧告、6月には措置延長通報がなされた。しかし、翌7月に発動された措置は、TRA勧告対象10品目とは異同があり、特に、トラス国務大臣決定により5品目が追加されている（原則3年間。追加5品目は暫定として1年延長）。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定上、他国のセーフガード措置を「継承」する根拠はない。EU離脱後の英国としては、発動要件に関する調査手を欠いたままセーフガードを発動したこととなり、この点でセーフガード調査手続きに関するWTO協定に整合しない。

2021年5月のTRA勧告は、輸入増加や国内産業の損害等を定量的に分析しているが、SGの延長を基礎づける認定と言えるか疑問であった。また、措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の232条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」がSGの発動要件とされていること（GATT第19条第1項(a)）との整合性に懸念がある。

さらに、翌7月に国務大臣決定で急遽追加された5品目をはじめ、5月のTRAの延長勧告に含まれていなかった製品がある。これらについては延長のための諸要件（損害の防止のため引き続き必要であること、SG協定7.2条、等）の充足についての認定を欠いたまま措置が延長されており、この点でもWTO協定に整合しない。

<最近の動き>

2021年9月、英国は発動中の措置の見直し（Reconsideration）手続を開始した（セーフガード協定12.1条に基づく通報あり）。関税割当の産品項目の変更・割当量の変更等が議論されている。

我が国は、英国に対し、セーフガード委員会等の場において、「国内産業の損害」等、セーフガード協定上の要件に関する調査なしに措置を発動している点は遺憾であり、可能な限り早急に措置を終了するよう求めている。

基準・認証制度

化学品規制（REACH・CLP）

<措置の概要>

2020年12月31日に離脱移行期間が終了したことに伴い、ブレグジット前、英国に直接適用されたEUの規制の多くが英国国内法に基づき必要な修正がなされたうえ、英国国内法に移行された。EUのREACH規制も英国国内法に移行された「維持されたEU法」（retained EU law）の一つとして、離脱移行期間終了後も英国に引き続き適用されている。なお、北アイルランド議定書の結果、UK REACH規則はグレートブリテン島のみ適用され、北アイルランドにはEU単一市場の一部として引き続きEU REACH規則が適用される。したがって、北アイルランドの事業者は、離脱移行期間終了後もEU REACH規則の下でのステータスが維持される。

離脱移行期間終了後、EU及び英国で製品を上市するためにはそれぞれの国において化学物質を登録する必要がある。現状、EU及び英国におけるREACH規則に係る要件や手続について大きな差異はないが、今後それぞれの規制が徐々に乖離することも予想される。この場合、EU及び英国のそれぞれにおける規制を遵守するため異なった対応が求められることで、事業者にとって負担が増える恐れがある。

なお、ブレグジットの結果、英国はEUから見て第三国となるため英国に所在する登録者（製造業者、生産業者、輸入業者又は唯一の代理人（Only Representative）は、EUでの登録とは認められない。そのため、EU REACH規則の下でのステータスを維持するためには離脱移行期間終了前にEU加盟国での登録に切り替えるか、EU加盟国でORを任命しておく必要があった。そのような手続を採っていない場合にはEU REACH規則の下で事業者のステータスが変更している可能性があるので留意を要する。また、英国に所在するEU-REACHでの登録を有する事業者が既得権（Grandfathering）により得られた、製造・輸入量等により定められた猶予期間後に、改めて登録申請をする必要がある。既にEU-REACHでの登録で費用負担した安全性データを使う場合であっても、試験データを英国REACHで使用する場合は、改めてのデ

一タ使用の負担が必要となる可能性がある。

EU の CLP 規則も「維持された EU 法」の一つとして必要な修正がなされたうえで英国国内法に移行された。具体的には離脱移行期間終了後、英国では 2008 年 UK CLP 規則及び 2015 年 UK CLP 規則の下で英国市場に上市される化学品の分類、表示及び包装に関する規制が適用される。国務大臣はこれら規則を修正する権限が認められている。また、ブレグジット前、EU CLP 規則の下での EU 化学品庁 (ECHA) が担っていた役割は、ブレグジット後の英国では安全衛生庁 (Health and Safety Executive) が UK CLP 規則の下での監督庁として担当することになる。現状、UK CLP 規則の下での規制は、EU CLP 規則と大きく異ならないが、今後 EU と英国との間で徐々に規制内容が乖離することも予想される。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が、英国外企業を英国内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定第 2.2 条との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定第 2.4 条との不整合が生じることとなる。

<最近の動き>

2021 年 11 月 9 日、2021 年環境法 (Environment Act 2021) が成立した。同法第 140 条では Schedule 21 に従い、ブレグジット後の英国における化学品規制を更新するため国務大臣に UK REACH 規則による規制を修正する権限を認めている。さらに国務大臣には UK REACH 規則違反を執行するため刑事罰の範囲を拡大すること、適用される刑事罰を特定するなどの権限が認められている。国務大臣は、必要かつ適切と考えられる場合にこれらの権限を行使できるとされている。今後、国務大臣に与えられたこれらの権限が実務上、どのように行使されるか注視される。

